

市役所休日窓口を開設

年度の変わり目の市役所窓口の混雑状況を緩和するため、次の日程で休日窓口を開設します。

開庁日 3月28日(日)：市民課・上下水道課・成羽地域局

4月4日(日)：市民課

時間 午前9時～午後3時

受付内容 住民異動届(転入・転出・転居など)・住民票・戸籍・印鑑登録証明書の交付、国民健康保険の加入喪失手続き、国民年金の手続き、マイナンバーカードの交付、水道の給水開始・停止の受け付け(水道関連は3月28日のみ)
※マイナンバーカードの交付通知書に書いてある交付場所が受け取りたい場所と違う場合は、来庁する5日前までに市民課へ電話で予約をお願いします。

※広域交付住民票の交付はできません。また、国の機関や他市町村に確認が必要な業務については対応できない場合があります。

市民課 ☎21・0252 / 上下水道課 ☎21・0242 / 成羽地域局 ☎42・3211

引っ越しをしたら 住所の異動手続きを

入学・就職・転勤などで住所を異動する人は、市区町村の窓口で届け出を行ってください。住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険および国民年金受給資格の確認や、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。また、マイナンバーカードの住所なども正しい状態にしておきましょう。届け出の際には、運転免許証、保険証などの本人確認書類や印鑑のほか、手続きによって必要なものを持参してください。

転出前の市区町村で
転出届を提出し、転出証明書を受け取る

転入先の市区町村で
転入した日から**14日以内**に転入届を提出(転出証明書を添えて)
※マイナンバーカードでの転出・転入もできます。
同一の市区町村内で転居する場合は14日以内に転居届を提出

市民課 ☎21・0252 / 有漢地域局 ☎57・3200 / 成羽地域局 ☎42・3211 / 川上地域局 ☎48・2200 / 備中地域局 ☎45・2211

高梁川水系の洪水浸水想定区域図が公表

県が作成している、水防法に基づき指定した河川が洪水時に堤防決壊・氾濫した場合の「洪水浸水想定区域図」のうち、高梁川中上流部・成羽川の洪水浸水想定区域が公表されました。

今回公表された洪水浸水想定区域図は、予想雨量を想定し得る最大規模の降雨へ変更したものです。また、浸水が発生した場合の継続時間や洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域も公表されています。区域図などは、岡山県ウェブサイトを、または防災復興推進課でご覧いただけます。

なお、市では、見直しが行われた洪水浸水想定区域図や土砂災害警戒区域、避難場所などの情報を記載したハザードマップを令和3年度に作成する予定です。

防災復興推進課 ☎21・0246 / 岡山県河川課 ☎086・2267479



税の申告相談期間 4月15日まで延長

新型コロナウイルス感染症対策として、市民税・県民税・所得税の申告に関する相談会の期間を延長し、市役所で開催します。

申告が必要な人や必要なものについては、広報たかはし1月号に掲載していますので確認してください。その他不明な点がありましたらお問い合わせください。

延長期間 3月17日(水)～4月15日(木)の月曜日・金曜日

※ただし、3月31日(水)、4月1日(木)は実施しません。

時間 午前9時～午後3時(受け付けは午後2時30分まで)

場所 市役所1階市民ホール

国税務課 ☎21・0214



奨学金の貸付を行います

将来、社会に貢献する人材を育成することを目的に、奨学金の貸付けを行います。

申請資格 次の全てに該当する人

- ①市内に本籍を有する人、または市内に引き続き5年以上住所を有する人で、高校生および大学などに在学する学生
- ②品行方正で学業成績優秀な人
- ③身体、精神ともに健全で、成業の見込みのある人

申請期間 4月1日(木)～30日(金)

申請方法 奨学金借入申請書に次の書類を添えて教育総務課へ提出してください。

- ①学校長の推薦書(新1年生は出身校、そのほかの学年は在学学校の推薦書)
- ②住民票(世帯全員分)
- ③入学許可証の写し、または在学証明書
- ④同一生計世帯員の令和2年分の源泉徴収票、または確定申告書の写し

※申請書は教育総務課、各地域局に備えているほか、市ウェブサイトにダウンロードできます。

貸付月額 高校生1万8000円

市長と語ろう会

「市長と語ろう会」は、市長が市民の皆さんのところへ出向き、直接話し合う機会です。

まちづくりに参加したい、一緒に取り組みたいなど、これからのまちづくりの参考になるようなご意見やご提案、アイデアをお聞かせください。

募集対象 市内の10～20人程度の団体またはグループ

申し込み 希望日の2カ月前までに、秘書広報課へご連絡ください。

開催日程・場所 申込受付後、日程を調整して決定します。開催時間は、市役所開庁日の午前9時～午後9時で、所要時間は1団体あたり1時間30分までです。開催場所は申込者で確保し、参加者への周知を行ってください。

詳しくは、市ウェブサイトでご確認ください。

秘書広報課 ☎21・0210



大学等学生4万4000円(無利子)貸し付けの決定 5月下旬に審査し決定します。(審査基準は世帯所得、学業成績など)

貸付期間 貸し付け決定年度の4月から当該学校卒業の月まで
定員 高校生2人以内/大学等学生5人以内

奨学金の返還 卒業後満1年を経過した翌月から貸付を受けた月数の3倍に相当する期間中に返還

奨学金返還免除制度

この奨学金には、要件に該当する人を対象とした奨学金返還免除制度があります。

対象 次の全てに該当する奨学金返還中の入

- ①平成31年4月1日以前から市内に住所を有し、実際に居住している人
- ②奨学金返還の滞納がなく、市税などを完納している人

免除額 奨学金貸付額の12分の1を上限とし、毎年度決定します。

免除期間 4月から12カ月間

申請期間 4月30日(金)まで

※免除申請は毎年度必要です。

教育総務課 ☎21・1500